

改正・育児介護休業法と就業規則の規程例

～平成24年7月1日より常時100人以下の労働者を雇用する事業主にも適用されます！
みなさま準備はお済みですか？～

育児・介護休業法は、平成22年6月30日から施行されましたが、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、一部適用が猶予されていました。

しかし、育児短時間勤務、育児のための所定外労働の免除、及び、介護休暇の各制度について、常時100人以下の労働者を雇用する事業主にも、平成24年7月1日より適用となり、改正育児・介護休業法が全面施行されます。

本セミナーでは、どの改正点を押さえておかなければならないのか、また、規程例をもとに具体的に見直すべき点をお伝えします。 育児休業給付金や社会保険料の免除手続きなど「これだけは知っておかなければならないこと」もわかりやすく解説します。

中堅・中小企業の経営者の方、総務・人事・労務ご担当の方は奮ってご参加ください。

記

- ・日 時 平成24年3月8日(木)午後2時～4時
- ・場 所 大阪商工会議所此花・西・港支部会議室
大阪市港区弁天1-2-30 オーク4番街3階(オークブリオタワー 3F)TEL:6599-1537
- ・定 員 10名(定員になり次第締め切ります)
- ・締切り 平成24年3月7日(水)
- ・受講料 西工業会会員：無 料 (西工業会で負担)
大商会員：1,000円 非会員：4,000円
原則1社1名の受付とさせていただきます
- ・講 師 有限会社 オフィス人事教育
社会保険労務士 小松雅子 氏



大学卒業後、ビル管理会社、人材紹介会社等において給与・社会保険業務・経理事務等に従事。H13年社労士資格取得。現職にて顧問先企業各種労務相談、給与計算、社会保険届出業務、就業規則等各種規程の作成・見直し、人事制度構築、管理者研修、評価者研修、ビジネスマナー研修、メンタルヘルス研修、自治体創業塾講師等、幅広く活動している。

本講座は、大阪市域労働ネットワーク協力事業です

<お願い> 本事業は大阪府の経営支援事業費補助金の一部を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。講習会参加の際には、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局まで提出下さい。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。